平成２６年（再ロ）第２号

仙台市青葉区中山４丁目19―15　ラズベリー中山206、再生手続開始決定時の住所岩手県北上市黒岩20地割35番地57

再生債務者　伊藤　公彦

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月８日付再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年６月18日まで

平成27年５月28日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（再ロ）第１号

長野市若穂川田526・528番地

再生債務者　牧野　守

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月19日付再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年６月24日まで

平成27年５月27日　前橋地方裁判所高崎支部

日本郵政共済組合定款の一部変更について

日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年 3 月 31 日

日本郵政共済組合代表者　西室　泰三

第31条第１項の表中「$\frac{47.80}{1,000}$」を「$\frac{47.47}{1,000}$」に、「$\frac{0.70}{1,000}$」を「$\frac{1.03}{1,000}$」に、「$\frac{6.05}{1,000}$」を「$\frac{6.06}{1,000}$」に、「$\frac{95.60}{1,000}$」を「$\frac{94.94}{1,000}$」に、「$\frac{1.40}{1,000}$」を「$\frac{2.06}{1,000}$」に、「$\frac{12.10}{1,000}$」を「$\frac{12.12}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{47.80}{1,000}$」を「$\frac{47.47}{1,000}$」に、「$\frac{0.70}{1,000}$」を「$\frac{1.03}{1,000}$」に、「$\frac{6.05}{1,000}$」を「$\frac{6.06}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成27年４月１日から施行する。

２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成27年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第３号

福岡県小郡市小郡1885番地８

再生債務者　能塚　和憲

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月25日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第４号

大阪市住吉区墨江２丁目２番37号

再生債務者　下間　彰

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年５月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月28日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第１１７号

札幌市南区真駒内17番地　陸上自衛隊真駒内駐屯地11Ｅ

再生債務者　川崎　二郎

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月29日

札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成二十七年五月二十八日

掲載頁　十九頁

平成二十七年六月八日

千葉県野田市野田三四七番地

（甲）株式会社ウメヤ梅林堂

代表取締役　茂木　孝之

千葉県野田市野田三四七番地

（乙）合資会社ＵＭＥＹＡ

代表社員　茂木　謙子

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社栄（北海道帯広市東一条北一丁目四番地）に対して当社の不動産及び設備機器の賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年六月八日

北海道帯広市東一条北一丁目四番地

有限会社大口砂利

代表取締役　大口　博生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月八日

東京都港区北青山三丁目一〇番一八号北青山本田ビル三階　合同会社Ｔ８

代表社員　戸田　成郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年八月一日であり、組織変更後の商号はハートエージェンシー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月八日

名古屋市北区黒川本通四丁目一八番一号ロスモポリタン九〇・三Ｃ

合資会社ハートエージェンシー

代表社員　石川　裕高

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し五〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年六月八日

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目八九〇番地三

高橋工業株式会社

代表取締役　高橋　正博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十四日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇七号）

平成二十七年六月八日

兵庫県明石市硯町三丁目四番二五号

株式会社メイホウ

代表取締役　中安　弘明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月八日

東京都北区滝野川七丁目二三番一号

株式会社コモディイイダ

代表取締役　松澤　志一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月八日

東京都中央区勝どき一丁目七番三号

日本オイルエンジニアリング株式会社

代表取締役　黒崎　和夫